

6 財産分与

弁護士 小原 路絵

第1 改正内容

(1) 請求期間が2年から5年に伸長

現行民法768条2項但書は財産分与請求権の行使期間を離婚後2年としていますが、これが5年に伸長されました(改正民法も条文同じ)。

また、年金分割の請求期間も同様に2年から5年に伸長されました。

(2) 考慮要素等の明確化

現行民法768条3項は財産分与の判断の考慮要素につき、「当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情」とだけ規定しています。

改正民法(条文同じ)は、「離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその婚姻中に取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情」とより詳しい考慮要素を規定しました。

今回の改正で、実務上定着しているいわゆる2分の1ルールについて、同項後段において、「婚姻中の財産の取得又は維持についての各当事者の寄与の程度は、その程度が異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。」との規定が新設されました。

(3) 裁判手続における情報開示義務

財産分与決定は審判事項で、職権調査主義がとられています(家事法56条1項)。しかし、実際には、当事者の任意の開示が先行し、補充的に調査嘱託などが利用されています。

今回の改正では、開示までの時間を短縮し、開示拒否の場合の手続の公平性・透明性確保の観点から、当事者において、裁判手続内での財産開示を義務付ける規律が新設されました(改正家事法152条の2、改正人訴法34条の3)。これに反した当事者には、10万円以下の過料の規定も設けられました。

第2 実務への影響

今回の改正により、財産分与が長引きそうな場合

に、離婚を先行させ、離婚後に財産分与請求を行使する事案が増加することが想定されます。

情報開示については、財産分与の対立では、10万円以上の財産が問題になることが多く、10万円以下の過料により、当事者の情報開示がどこまで促進するかが問題ですが、適切な実務運用が望されます。